

## 特別養護老人ホーム公募に関する質問及び回答

No.	質問する項目	質問する具体的な内容	回答
1	建設予定地隣接地権者の同意書	建設予定地の隣接地について、土地所有者と建物所有者が異なり、さらにその建物が第三者に賃貸されて事業が行われている場合、どなたから同意をいただくべきでしょうか。	建設予定地に隣接する土地について、土地所有者とその土地上の建物所有者が異なる場合は、土地所有者及び建物所有者から同意書を取得してください。 なお、建物の賃借人については同意書の取得を要しませんが、後の紛争防止の観点から、事業内容をあらかじめ説明し、理解を得るよう努めてください。
2	社会福祉法人等による利用者負担減免(予定)申出書	既存の特別養護老人ホームで社会福祉法人等による利用者負担減免を行っています。 増床により30人増えることとなった場合、この申出書の提出は必要ですか。	社会福祉法人等による利用者負担軽減を実施する法人は、事業所ごとに事業所所在地の都道府県知事に申し出を行うこととなっております。 今回の整備が事業所の新設である場合は、申出書の提出が必要となりますが、増設の場合は新たな事業所が設立されるものではありませんので、申出書の提出は不要です。
3	建設予定地隣接地権者の同意書	建設予定地の隣接地が非常に細長い土地である場合、当該土地の所有者だけが隣接地権者となり、当該土地を挟んだ向こう側の土地の所有者は隣接地権者に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	整備計画書添付書類「4 建設予定地隣接地権者の同意書」は、形式上、予定地と接している全ての地権者からのものを予定していますので、お見込みのとおりです。
4	建設予定地隣接地権者の同意書	既存建物がある敷地の隣に、今回の公募対象施設を新たに建築する計画があります。既存建物と新築建物を接続するため、既存建物がある敷地にも接続用の建物を建築する予定です。 この場合、既存建物がある敷地も建設予定地に含まれ、隣接地権者の同意書は必要でしょうか。	接続用建物の建築につきましては、当該敷地に既に建物が建築されていること、敷地面積に対して接続用建物の建築部分はごく一部にとどまること、また敷地境界まで十分な距離が確保されていることから、隣接地の利用に支障をきたす可能性は極めて低いものと考えられます。 このため、本計画により隣接地に直接的な不利益が生じる状況は想定し難く、既存建物の敷地に隣接する地権者は、同意書の取得対象となる隣接地権者には該当しないものと判断いたします。